

■低所得者に対する介護保険料の軽減金額

	令和元年度		令和2年度	
	負担割合	年額	負担割合	年額
第1段階	基準額×0.375	26,780円	基準額×0.3	21,420円
第2段階	基準額×0.575	41,060円	基準額×0.5	35,700円
第5段階 (参考)	基準額	71,400円		

※第1段階の者については、平成27年から既に保険料軽減を一部実施。

■令和2年度の所得段階別介護保険料

段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	・世帯全員が住民非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方(生活保護の受給者を含む)	基準額×0.3	21,420円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万1円以上120万円以下の方	基準額×0.5	35,700円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万1円以上の方	基準額×0.7	49,980円
第4段階	・本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	64,260円
第5段階 (基準額)	・本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で第4段階以外の方	基準額	71,400円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	85,680円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	92,820円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.55	110,670円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.75	124,950円
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.95	139,230円
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.15	153,510円
第12段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.35	167,790円
第13段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額×2.55	182,070円
第14段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.75	196,350円
第15段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	基準額×2.95	210,630円